

# 業務指示書

## エクアドル国地震と津波に強い街づくりプロジェクト

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年5月24日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年5月29日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先にを行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

認めません。

認めます。

認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

業務主任者(総括)については補強を認めません。

業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

外国籍人材の活用を認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：防災に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、若手加点の対象にすることがあります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。

（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする。

若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／総合防災マネジメント）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

1) 類似業務の経験：総合防災業務

2) 対象国又は同類似地域：エクアドル 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 避難計画】

1) 類似業務の経験：防災計画業務

2) 対象国又は同類似地域：エクアドル 及び全世界での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災計画】

- 1) 類似業務の経験：防災計画業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エクアドル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 建築制度運用】

- 1) 類似業務の経験：建築制度運用業務
- 2) 対象国又は同類似地域：エクアドル 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年6月9日 12時
  - (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限り、）
  - (3) 提出先・場所：
    - ・郵送の場合  
〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 調達部
    - ・持参の場合  
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
  - (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部  
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
- 注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

業務指示書第3 5. 現地再委託に記載の成果測定指標の収集。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

( 1 = 円 , -US\$1 = 111.083 円 , EUR1 = 119.828 円)

### 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) プレゼンテーションは実施しません。
- (○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
  - (○) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
  - ( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： 6月15日(木) 14:00～17:00  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部(麹町) 208会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。  
(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/総合防災マネジメント  
避難計画  
防災計画  
建築制度運用

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

57.70 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

## (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年6月26日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。



## 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

## 6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達 > コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

### (2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

### (3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「規程」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

### (4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

## 7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

### (1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

### (2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

### (3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

### (4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

## 8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。  
本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。  
ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（ 調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

( ) 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上



プロポーザル評価表  
エクアドル国地震と津波に強い街づくりプロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配属（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(24.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／総合防災マネジメント	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
	(19.00)	( )
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) 業務主任者等としての経験	4.00	
オ) その他学位、資格等	2.00	
②副業務主任者	( - ) ( )	
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	( 5.00) ( )	
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	5.00	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 避難計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 防災計画	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(4) 業務従事者の経験・能力： 建築制度運用	(12.00)	
ア) 類似業務の経験	6.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00	
ウ) 語学力	2.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1 プロジェクトの背景

エクアドル共和国（以下、「エクアドル」）は環太平洋地震帯に位置する地震・津波多発国であり、1906年及び1979年にコロンビア国境付近で発生した地震・津波で大きな被害が発生している（1906年の地震・津波による死者は1500人規模、1979年の地震津波による死者は600人規模）。エクアドルの自然災害は、地震、津波、火山、洪水、干ばつと多様であるが、海溝地震による大規模地震発生による地震と津波の被害が大きい。

JICAは、津波災害に対応するため、2014年～2017年に国立理工科大学地球物理学研究所（以下、「IGEPN」）、海洋学研究所（以下、「INOCAR」）、国家危機管理庁（以下、「SGR」）を実施機関として、「津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト」（以下「津波プロジェクト」）の実施、また、エクアドル国別研修「津波災害管理コミュニティ能力強化」を、エクアドル国内10市を対象とし本邦研修を実施しており、地震観測・津波解析技術と災害対応能力の向上に資する支援を行っている。

2016年4月16日夕刻、エクアドルのマナビ県北部を震源とするM7.8（米国地質調査所発表）の地震が発生し、死者660人超、避難者約3万人、住宅・学校等多数の建物において甚大な被害が発生した。JICAは同年6月に「地震・津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト」に関する運営指導調査団を派遣し「地震被災調査」と「国別研修モニタリング」の調査を実施した。その結果、「地震被災調査」において、地震及び津波による人的及び建築物の被害要因は、防災計画の策定がなされていない又は不十分な自治体があること、建築制度の適正な運用が図られていないこと等が挙げられた。

エクアドルでは、国家の中央防災機関はSGRであり、中央と地方自治体の防災に関する調整や防災計画策定の支援等の業務を実施している。また、都市開発・住宅省（以下、「MIDUVI」）は都市開発、建築制度を所掌する中央省庁であり建築基準の策定・普及等の業務を実施している。このような状況のもと、2016年、SGR及びMIDUVI連名で自然災害による被害を軽減することを目的とした技術協力プロジェクトの要請が提出され、2016年11月に先方政府に対し採択通報がなされた。その後JICAは、2017年1月、2月に詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとにSGR及びMIDUVIとの間でプロジェクトの詳細を記載したRecord of Discussions（以下「R/D」）を2017年4月に締結した。

## 2 プロジェクトの概要

### (1) プロジェクト名

地震と津波に強い街づくりプロジェクト

### (2) 上位目標

SGR 及び MIDUVI の「災害に強い街づくり」に向けた取組みが全国で展開される。

### (3) プロジェクト目標

地震・津波による被害を軽減するために SGR 及び MIDUVI の市に対する技術面の支援体制が構築される。

### (4) 期待される成果

成果 1 : 津波警報技術プロトコルにより発出された津波警報に基づき、市が住民を迅速に避難させる。

成果 2 : 減災計画と事前準備に焦点をあてた市の「防災アジェンダ」<sup>1</sup>が更新される。

成果 3 : 「建築制度の運用ハンドブック」<sup>2</sup>に基づき、市の建築制度の運用体制が整備される。

### (5) 活動の概要

- 1.1. SGR、国立理工科大学地球物理学研究所 (IG-EPN)、海洋学研究所 (INOCAR) による津波警報技術プロトコルが、定期的なシミュレーション・避難訓練を通じて更新され、同プロトコルが XXXX に承認されることをモニターする。(注: XXXX は、プロトコルを正式に承認する法令又は責任機関)
- 1.2. パイロット市が、SGR の支援のもと、津波避難にかかる住民の理解度ベースライン調査を実施する。
- 1.3. パイロット市が、SGR の支援のもと、観光客を含む住民との津波警報の伝達体制／プロトコル／避難計画を改善する (成果 2 の「防災アジェンダ」には避難計画が含まれる)。
- 1.4. パイロット市が、SGR の指導のもと、観光客を含む住民向けの防災教育資料を作成した上で住民啓発・津波避難訓練を実施する。
- 1.5. パイロット市が、SGR の支援のもと、津波避難にかかる住民の理解度

<sup>1</sup> 「防災アジェンダ」は SGR が各市に対して策定を求めているドキュメント名称であり、日本側の防災計画に相当。

<sup>2</sup> 「建築制度運用ハンドブック」は、建築許可・検査・使用許可や予算設定・確保、組織体制整備・職員能力強化、条例案に関する指針。各市は、同ハンドブックに沿って、運用計画の策定をすることを想定。

のエンドライン調査を実施する。

- 2.1. SGR が、MIDUVI やテクニカルメンバー<sup>3</sup>の協力のもと、全国を対象にした災害種毎のハザード情報に関してベースライン調査を実施する。
- 2.2. SGR が、MIDUVI やテクニカルメンバーの協力のもと、所有するハザード情報から実施 (Feasible) 可能な「防災アジェンダ」(ハザードマップ作成・土地利用規制・開発規制・研修/教育研修等) の内容を理解する。
- 2.3. SGR 及びパイロット市が、防災アジェンダの更新のため、JICA プロジェクト (ペルー-CISMID<sup>4</sup>等) の知見をレビューする。
- 2.4. パイロット市が、SGR の支援のもと、災害種毎のハザード情報に関してベースライン調査を実施する。
- 2.5. パイロット市が、SGR の支援のもと、被害を削減したい対象の絞り込みや重点対策を記した「防災アジェンダ」の基本方針を決定する。
- 2.6. パイロット市が、SGR の支援のもと、既存のコンティンジェンシープラン等をレビューする。
- 2.7. パイロット市が、SGR の支援のもと、減災計画と事前準備に焦点をあてた「防災アジェンダ」を更新する (更新した防災アジェンダは成果 3 にかかる活動に反映させる)。
- 2.8. SGR が、プロジェクトパイロット以外の市に向けた「地震・津波対象の防災アジェンダ更新ガイドライン」を作成する。
- 2.9. SGR が、プロジェクトパイロット市以外の「防災アジェンダ」の更新を支援する。
- 3.1. MIDUVI 及びパイロット市が、テクニカルメンバーと協同して建築許可/検査/使用許可制度の現状に関するベースライン調査を実施する。
- 3.2. MIDUVI 及びパイロット市が、「建築制度の運用ハンドブック (案)」策定のため、エクアドル国外の建築行政にかかる法制度 (建築士法、建設業法等) や JICA プロジェクトの知見 (チリ KIZUNA<sup>5</sup>、エルサルバドル TAISHIN<sup>6</sup>等) をレビューする。
- 3.3. MIDUVI 及びパイロット市が、テクニカルメンバーの協力のもと、設計者、施工業者、その他関連協会等の意見を聞きながら「建築制度の運

<sup>3</sup> JCC 出席の「Technical Collaborating Members」。R/D 内の Appendix1「PROJECT DESCRIPTION」Annex 4 参照。

<sup>4</sup> 地震・津波等の災害対策の研究等のため、JICA の協力により 1986 年に設立された施設。これまで多くの JICA プロジェクトで連携実績あり。

<sup>5</sup> 日本・チリで蓄積してきた防災技術と知見を同じ自然災害が多発する中南米・カリブ諸国への普及し、チリを防災分野の人材育成拠点としたプロジェクト

<sup>6</sup> 2001 年に発生した地震後、防災・耐震技術の確立のため、第三国のメキシコによる協力を得て建物の耐震性向上に資する法整備や人材育成を実施したプロジェクト

- 用ハンドブック（案）」を策定する。
- 3.4. パイロット市が、MIDUVI の支援のもと、「建築制度の運用ハンドブック（案）」に沿って市の建築制度運用計画を策定し、試行の上、更新する。
  - 3.5. MIDUVI 及びパイロット市が、テクニカルメンバーの協力のもと、設計者、施工業者、建設作業員、その他関連協会等向けの耐震技術・建築制度のセミナーを開催する。
  - 3.6. MIDUVI 及びパイロット市が、テクニカルメンバーの協力のもと、住民向けの耐震技術／建築制度の理解促進のための教材を作成する（エルサルバドルの教材を参考にする）。
  - 3.7. MIDUVI 及びパイロット市が、3.6. で作成した教材を用いて住民への理解促進と啓発にかかる活動を実施する。
  - 3.8. MIDUVI が、パイロット市の協力のもと、パイロット市外の XX 市（3 市程度で整理する予定）に対して「建築制度の運用ハンドブック」に基づく運用計画策定を支援する。
  - 3.9 MIDUVI 及びパイロット市が、建築許可／検査／使用許可制度に関するエンドライン調査を実施する。

#### （6）対象地域

パイロット 3 市（アタカメス市、ポルトビエホ市、サリナス市）

#### （7）関係官庁・機関

直接的なカウンターパートは、成果 1（津波避難計画の策定）及び成果 2（防災アジェンダの更新）においては、中央政府で防災を所掌する国家危機管理庁（SGR）災害対策準備局が主なカウンターパート部局となる。成果 3（建築制度運用体制の強化）においては、中央政府で建築制度を所掌する都市開発・住宅省（MIDUVI）であり、住環境公共スペース局が主なカウンターパート部局となる。その他パイロット事業を実施する 3 市が実施機関となりそれぞれ担当する部局が主に事業を実施する。その他関係官庁、機関としては、INOCAR、IGEPN、ECU911（災害警報発信機関）、ピチンチャ県建築家協会・技術者協会等。

#### （8）プロジェクト期間

2017 年 7 月～2021 年 3 月を予定（計 45 か月）



### 3 業務の目的

「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

### 4 業務の範囲

本業務は、JICA と SGR 及び MIDUVI との間で 2017 年 4 月 11 日に締結した実施合意文書（Record of Discussion : R/D）に基づいて実施される「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」の枠内で、「3 業務の目的」を達成するため、「5 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6 業務の内容」に示す事項の業務を行い、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。

### 5 実施方針及び留意事項

#### （1）今後発生する災害への対応

本プロジェクトは被災後の復旧・復興に直接裨益するものではなく、今後発生する災害に対し、市の防災計画の策定や建築確認制度の適切な運用を通じ、被害の軽減や強靭性を持つ街づくりを、仙台防災枠組みの BBB（Build Back Better）の思想もふまえ、JICA が側方支援していくものである。

対象災害種は地震・津波とし、成果 2 の市の防災計画策定にあたり、市特有のその他の災害種（例えば洪水）がある場合は助言のみ行うこととする。防災計画は、発災後の対応のみならず減災計画（事前投資）や事前準備に重点をおくこととし、発災時の行政機能の喪失を防ぎより強靭な街とするため、クリティカル・インフラストラクチャー（庁舎、学校、病院、警察、消防、緊急道路、橋梁等）の耐震化等のアクションプランを含むこととする。

#### （2）既存データや関係機関の活用と他市への水平展開

成果 2 の防災計画の策定にあたっては、ハザード情報をもとにリスク評価を行うこととなるが、成果の水平展開の観点から、エクアドル現地で入手可能な既存のデータ、もしくはエクアドルの機関が調査可能なデータに基づき活動を行うこととする。このため、パイロット市において JICA チームによる大きな投入を伴う活動（特殊機材を用いた地盤調査等）は実施せず、パイロット市がエクアドルのリソース（既存データや関係機関、大学等の協力）を活用すること

を基本とする。

本プロジェクトでは、パイロット市を3つ選定し、プロジェクト前半はパイロット市で活動を行い、後半はパイロット市の協力を得ながらSGRとMIDUVIが他市への水平展開を図ることで、プロジェクト終了後に自主的に水平展開を行える能力を、C/PであるSGRやMIDUVIが身に付けることが可能とすることを想定している。

### (3) 中央省庁と地方自治体

エクアドルでは地方分権化が進んでおり、例えば、MIDUVIが定める建築基準に罰則規定は含まれず、各市(市議会)が条例によって罰則を定めているなど、中央省庁が市の行政運営に関与できる範囲は限られており、全国(各市)で統一的な運用がなされにくいという課題がある。

成果3においては、MIDUVIが定める建築制度運用ハンドブックに基づき、パイロット市が建築制度運用計画を定めることを想定している。この運用計画は、建築制度を適切に運用していくために必要となるスタッフや予算の確保、条例の改正を含むものであり、市長や市議会の承認を得て、建築確認の申請数を踏まえた現実的な運用体制を整備することを目指す。

また本運用計画には、市における建築申請の審査や施工状況の検査の手続きも定めることとしており、建築基準の適切で公平な運用の観点からMIDUVIの協力が必要となることから、中央省庁は地方自治体の枠組みに縛られない柔軟な取り組みを行っていく必要があるとともに、本プロジェクトは両者を繋ぐ役割を果たすことを期待している。

### (4) 先行案件の知見・人脈の活用及び効果的な実施に向けたレビュー

JICAはエクアドル国に対して、上記1の通り、津波災害に対応するため、2014年～2017年にIGEPN、INOCAR、SGRを実施機関とした津波プロジェクトを実施、また、国別研修「津波災害管理コミュニティ能力強化」を、エクアドル国内10市を対象とし本邦研修を実施しており、地震観測・津波解析技術の向上に資する支援を行ってきている。これら先行案件の知見や人的資源・関係を十分に活用しプロジェクトを実施することとする。また、これら過去の案件をレビューし、技術協力の観点から不足している点については、本プロジェクトにおいて活動として取り入れる。特に本プロジェクトにおける、活動1-1.及び1-3.において津波プロジェクトで策定した「津波警報技術プロトコル」のモニターを実施すること、その活動を防災アジェンダ更新の成果に活用することから、これらの活動方針をプロポーザルで提案すること。

## (5) 実施体制

### ①業務実施契約外における本プロジェクト専門家及び対エクアドルJICA防災分野関係者との連携

本プロジェクトは、主として本業務実施契約による受注者の指導により実施することとしているが、本邦から直営の専門家（長期（45 ヶ月間、グアヤキルに常駐）：業務調整／防災計画分野、短期：各専門分野）、第三国からの短期専門家（過去の JICA プロジェクトの C/P 等）を派遣することを予定しており PDM に記載している。そのため、直営専門家の活動に際し、当該専門家と適宜情報を共有し、活動すること。

また、JICA 及びその他日本の関係機関がエクアドルに対して防災関連の協力を実施していることから、日本からの防災協力として一貫性を持って実施する必要がある点に留意すること。このため関係者と日常的な情報交換を行うことに加えて、必要に応じて JICA 地球環境部に相談・報告すること。

### ②エクアドル滞在期間の確保

過去の類似案件において、専門家の相手国不在期間に C/P によるプロジェクト活動が停滞する傾向にあったことから、各成果の中核となる専門家の現地作業期間を十分に確保し、現地活動を調整することにより、プロジェクトのほぼ全期間（長期休暇期間等を除く）を通じて、中核となる専門家の少なくとも 1 人以上がエクアドルに滞在するようにし、プロジェクト活動の継続的なモニタリング・実施監理を行うこと。

### ③第三国への業務出張

JICA が過去に他国に協力し、その国に適した技術として採用された実績があり、本プロジェクト C/P の参考となることを目的とし、成果 3：建築制度に係る主要な C/P 等の第三国研修（6.（1）④参照）を RD に記載している。このほかに、第三国（エルサルバドル、ペルー等）への出張が本プロジェクトの実施において有用と考える場合には、これを積極的に検討し、プロポーザルの中で提案すること（必要と認められる場合、JICA からエクアドル側に提案する）。必要経費として出張期間は出張期間 1 週間、C/P（5 人と想定）及びコンサルタント 1 名の同行に必要な旅費を含めること。

## (6) プロジェクト終了後の自立発展性を見据えた成果品

プロジェクト終了後においても、C/P 自らが、上位目標の達成に向けて自立的に活動を継続できるようにするため、C/P の主体性を尊重し、そのオーナーシップを引き出しながら、共同作業を通じて C/P が必要とする能力を向上させ、C/P

自らが本業務の成果を活用できるように、十分意識・工夫すること。

本プロジェクトは、今後発生する自然災害による被害の削減及び脆弱性を有する建築物の再現を防ぎ、安全で強靱性を有する街づくりをエクアドル側が主体的に実施し、JICA はこれを支援するものである。各成果においてもエクアドル国内に現在ある既存のハザード情報や建築制度等を活用しより効果的な内容、制度とすることを内容としている。このため、本プロジェクトでは、日本側関係者のみでプロジェクト活動を進めるのではなく、エクアドル側のオーナーシップを尊重し、企画立案の段階からエクアドル側関係者を巻き込んだ上で、G/P 自身が本プロジェクトの方法を次回以降に活用できるように、関係機関（担当者含む）及び活動のプロセスを記録し、翌年以降発生する定期的な活動や、プロジェクト対象地域以外における同種の活動に、本プロジェクトのプロセスを反映できるようなマニュアル・ハンドブックを、エクアドル側関係者と議論しながら技術協力の成果品としてとりまとめること。

また、防災分野は各成果単位の活動において関係者が多岐に渡ることから、プロジェクト活動を円滑に実施するにあたり、SGR 及び MIDUVI を通じてエクアドル側関係機関とのコミュニケーションを密に行う等の工夫をプロポーザルにて提案すること。

#### (7) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

本プロジェクトは、2014年7月30日付「専門家・コンサルタント向け説明資料（JICA 企画部、経済基盤開発部）」に基づいてプロジェクトの管理・評価・モニタリングを実施することとする。具体的には、以下のとおり。

##### ①プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスであり、事業成果の発現に向け、受注者は先方実施機関、JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。また、パイロット事業は、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓となることから、これら経験・教訓を SGR 及び MIDUVI 内で共有する仕組みを構築するよう SGR 及び MIDUVI と一緒に議論し、結果を報告書として取りまとめること、またその状況を JICA にも報告することとする。

また、エクアドルでは地震や大雨による洪水等の災害が発生すると、SGR が、応急対応に従事し、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を優先させつつ、柔軟に計画変更を

行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方及びコミュニティレベルにおける実際の行動を検証し、教訓を得て、エクアドルにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言を検討し、エクアドル側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

#### ② Monitoring Sheet の活用

本プロジェクトでは、Monitoring Sheet を作成する。上記「専門家・コンサルタント向け説明資料」に基づき、プロジェクト開始時に R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更点の有無を JICA 及びエクアドル側と確認すると共に、必要に応じて変更案を作成する。

また、プロジェクト開始後、コンサルタントは 6 か月ごとにエクアドル側と協働で Monitoring Sheet を作成し、JICA エクアドル支所に提出する。JICA は、Monitoring Sheet に基づき、必要に応じて R/D の変更を行う。

なお、上記 R/D 変更後、JICA とコンサルタントとの間の変更契約を改めて行う必要がある点に留意する。

#### ③ 合同調整委員会への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」。議長を含めメンバーは 14 人、その他追加メンバー、オブザーバー者も参加予定。）を、少なくとも年に 2 回は実施することと R/D 本文に記載されている。

JCC は日本・エクアドル双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記 2) Monitoring Sheet を JCC の基本文書として活用すること。また、JCC の準備に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既に実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地活動において必要な準備を行うものとする。

#### ④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがエクアドル側関係者と一緒に議論し、必要に応じて JICA へ報告相談を行う。

JICA はプロジェクトの計画の見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生

している場合に、適宜運営指導調査を実施する予定である。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

#### ⑤国内支援委員会との連携

本プロジェクトでは国内有識者若干名から構成される国内支援委員会を設置する予定である。国内支援委員会はコンサルタントのレポート等資料・報告に基づき、JICAに対して技術的助言を与える。JICAはこれら助言を検討し、エクアドル側関係機関との合意文書の変更、活動内容の変更等必要な措置をエクアドル側と協議することとする。

#### ⑥ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

#### ⑦中間時評価及び終了時評価への協力

本プロジェクトにおいては、半年ごとの Monitoring Sheet によるモニタリングのほかに、プロジェクトの中間時点（2019年2月頃）における中間時評価及びプロジェクト終了約半年前（2020年8月頃）における終了時評価を実施予定である。コンサルタントは上記評価ミッションに協力すること。

#### （8）仙台防災枠組における本プロジェクトの位置付けと成果発信

2015年3月の第3回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」）では災害による損失と災害リスクを減らすという成果を目指すために、7つのグローバルターゲットと4つの優先行動が設定されている。

#### 【成果】

人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する。



#### 【ゴール】

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧へ

の備えを強化し、もって強靱性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する。



#### 【グローバルターゲット】

- (a) 災害による世界の 10 万人当たり死亡者数について、2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。
- (b) 災害による世界の 10 万人当たり被災者数について 2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。
- (c) 災害による直接経済損失を、2030 年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する。
- (d) 強靱性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030 年までに大幅に削減する。
- (e) 2020 年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。
- (f) 2030 年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。
- (g) 2030 年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。



#### 【優先行動】

- 1. 災害リスクの理解
- 2. 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化
- 3. 強靱性のための災害リスク削減への投資
- 4. 効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い復興 (Build Back Better)」

本プロジェクトは、仙台防災枠組の各グローバルターゲットの達成及び各優先行動の推進に貢献するものと位置付けられることから、我が国プロジェクトの成果を発信できる機会において、より効果的に発信できるように、コンサルタントは JICA、SGR、MIDUVI と相談すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として防災グローバルプラットフォーム及び地域プラットフォームと呼ばれる国際会議を通じたモニタリングが 1 年毎交互に開催されることから、これら機会をマイルストーンの 1 つとして設定し、プロジェクト

の進捗・成果を管理していくこと。なお、2019年にグローバルプラットフォーム、2018年、2020年に地域プラットフォームがそれぞれ開催される予定である。

#### (9) プロジェクト活動の記録

2015年3月の第3回国連防災世界会議において、日本政府は「仙台防災協力イニシアティブ」を発表し、2015年から2018年までの4年間で、防災関連分野で総額40億ドルの協力、及び、防災関連で4万人の人材育成を行うこととした。

本プロジェクトは、上記イニシアティブに含まれる人材育成に貢献する案件であることから、本プロジェクトの中で実施する研修、ワークショップ、セミナー等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数（男女別）を進捗報告に係る成果品の中に記録し、JICAに報告すること。

また、ジェンダー及び要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等）の本プロジェクトへの参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報を計画する際においても積極的に焦点を当てること。

#### (10) 広報

本事業の実施にあたっては、本事業の意義、活動内容、成果について、エクアドル国と日本国内の各層に広く発信すること。このため、以下の項目を最低限含めつつ、仙台枠組みの内容、構成を踏まえた効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。また、本プロジェクトはSDGsにおけるターゲットへの貢献も含まれるためこれに対する広報計画にも留意すること。

##### ① 現地マスメディアへの発信

ア) 本事業の開始・終了時ならびに節目となる活動を実施する時は、事業の内容や成果をエクアドル国内に広く認識してもらうため、JICA エクアドル支所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向け説明などを行うこと。また、その際は、C/P 機関の広報部門と協力することとし、C/P 機関に対して、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

イ) 本事業の活動の節目において、現地マスメディア等を事業サイトに招き事業の内容や進捗状況・成果を説明するプレストアーを開催すること。

##### ② 現地関係機関や他援助機関・NGO 等への発信

本事業では、C/P 以外に様々な関係者を広く巻き込むことで防災の主流化が図られ、SGR 及び MIDUVI の能力向上にも貢献することから、重要な現地関係機関、他援助機関・NGO 等が、本事業に関心を持ち、積極的な参加・協力が得られるよ



う、最も適切な媒体・方法を検討の上、情報発信を行う。特に、本事業が取り組む事業や作成されるハンドブック等は、先方政府の承認を得たのち、他の地方自治体や他援助機関に採用され、広く普及されることが期待されるため、その実現のための広報を行うこと。

#### ③ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上進捗を報告すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

#### ④写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じ）を撮影し、成果品として提出する。撮影に当たっては、本事業の成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属するものとし、広報等で適宜使用できるよう、了解の取付け等必要な調整を行うこと。

#### (11) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

エクアドルでは、前プロジェクト以前から、国連開発計画、米州開発銀行 (IDB)、ドイツ国際協力公社、世界銀行等が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、他援助機関と協議、意見交換と十分な調整を行いながら実施すること。特に IDB は、SGR を C/P として津波警報伝達のプロジェクトを実施することからこの状況を情報収集し、本活動との連携の検討、必要に応じ IDB への改善提案を行う。必要であれば事前に JICA への相談及び同席を求めること。

また、JICA は、国連国際防災戦略事務局 (UNISDR) と業務協力協定を締結しており、UNISDR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューへの支援を行うことが規定されている。上記 (6) のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNISDR の本部（在ジュネーブ）又はアメリカ地域事務所（在パナマ共和国）に時間に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携について配慮すること。併せて、SGR 及び MIDUVI がエクアドル国内において UNISDR を招へいするイベントを開催する場合は、上記協定に基づき、JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA に情報提供相談すること。

## (12) 国別防災情報の更新

JICA が指定する様式による国別防災情報（和・英・西）の項目に基づき、内容を充実・更新し、JICA に提出する。

## 6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

### (1) 全体に係る活動

#### ①ワークプランの作成・協議

本プロジェクトにかかる前プロジェクトの経緯・成果及び詳細計画策定結果報告、並びに、業務計画書等を踏まえて、ワークプラン（案）として取りまとめ、第1回現地派遣までに JICA に説明・協議し、修正する。その後第1回現地派遣時にエクアドル側関係者へ説明し、第1回 JCC までに合意を得て内容を確定する。

#### ②Monitoring Sheet の作成・提出

R/D 署名時に確定した PDM、PO 及び JICA と確認した方針をもとに、プロジェクト開始時に、「専門家・コンサルタント向け説明資料：技術協力プロジェクトにおける変更（2014年7月30日付、JICA 企画部、経済基盤開発部）」に基づき、Monitoring Sheet I&II “Ver. 1” を作成し、モニタリングの初期条件を確定する。

同様に、プロジェクト開始から6か月ごとに Monitoring Sheet を C/P と共に作成する。Monitoring Sheet の作成を通じて、プロジェクトにおけるモニタリングの位置付け、PDM とモニタリングの関連性、モニタリングと事後評価の関係性等について、エクアドル側関係者の理解及び協力を求めること。

#### ③JCC 開催支援と進捗説明

議長である SGR 副長官と MIDUVI 副大臣が JCC を開催し、メンバーを招集する予定であることから、コンサルタントは、必要に応じて、R/D に定められた JCC 参加者の予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。また Monitoring Sheet

を活用し、C/Pと手分けして、プロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

なお、第1回JCCでは、ワークプラン及びMonitoring Sheet I&II “Ver. 1”について合意を得ること。

#### ④本邦研修の実施

中心的な役割を担うC/P、パイロット市を対象に、プロジェクト目標の達成に向けプロジェクト開始前に本邦における各種制度の概要を学習・視察し、本プロジェクトの活動を効果的に行うことを目的として、成果2に係る本邦研修（幹部クラス8名程度、4週間程度）1回及び成果3に係る本邦研修（幹部クラス6名、実務者クラス10名程度、4週間程度）1回を2017年11月に実施する。また、成果2については、SGRによる防災アジェンダ更新ガイドラインの策定とそれに基づく市の防災アジェンダ更新に資するものとして、本邦研修（実務者クラス、15名程度、4週間程度）を毎年1回（計3回）実施する。成果2に関する研修は国連で11月5日に制定されている世界津波の日にあわせて実施し、日本と他国との合同訓練に参加が可能となるよう企画・運営すること。なお、2017年は11月3日に宮崎県で国交省主催の津波避難訓練が予定されており、この訓練に参加できるよう本研修を企画・運営すること。

また、成果3に係る第三国研修（エルサルバドル、ペルー等）をプロジェクト前半期間に実施する。

研修員の人選にあたっては上記の目的のもと、C/PであるSGR、MIDUVI及びパイロット市における政策立案・決定に係る幹部クラスの人員と本プロジェクトにおいて実際の制度を運用していくパイロット市等の実務者を想定している。

コンサルタントは、実施にあたって「コンサルタント等契約における研修実施ガイドライン」（2016年6月）に記載される「研修実施」を担当することから、趣旨を十分理解し、その内容及び実施方法についてJICAと協議し、候補者の人選及び研修内容については、JICA エクアドル支所所及びエクアドル政府関係者と協議・調整の上、これら研修事業への参加者の人選、アプリケーションフォーム取付等、必要に応じて研修実施の範囲を超えないで研修員受入に関する支援・調整を行うこと。上記に関する方針をプロポーザルに含めるとともに見積もりにも反映させること。

#### ⑤資機材の調達

本プロジェクトでは、各成果に対応した津波避難計画関連の資機材、防災計画関連の資機材、建築制度運用計画の資機材をJICAが調達し供与する予定である。これら資機材の用途、仕様、輸送・据付条件の確定は、SGR、MIDUVI、パイ

ロット市が運営維持管理費用も勘案した上で、自らの防災関連事業の計画・実施、必要予算を他機関と調整を通じた防災予算確保に係る能力向上の一環としたプロジェクト活動と位置付けて実施すること。また、調達資機材を活用して、本プロジェクトの活動を実施する必要があるため、資機材調達後にプロジェクトで当該機材を十分活用できる期間を確保できるよう、エクアドル側と協議し必要資機材を確定させたうえで、プロジェクト前半の早い段階で使用できる状態となる計画とすること。プロジェクト期間における資機材の全体金額は 1500 万円を予定している。

なお、JICA 調達分については、「機材調達支援業務ガイドライン（本邦調達）」（2015年9月）に従い、機材仕様書作成以降の調達を JICA が担当し、受注者はニーズ把握・機材選定までを行うこととする。ただし、発注者が実施する機材仕様書作成及び機材調達段階においても、受注者は可能な限り協力すること。

#### ⑥国際会議等における本プロジェクトの意義及び成果の発信

本プロジェクト実施期間中において、少なくとも防災グローバルプラットフォーム会合、アメリカ地域プラットフォーム会合が開催されることから、これらを含む国際会議を活用してエクアドル G/P 及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもってエクアドル G/P 及び JICA と相談すること。

#### （2）成果 1 に関する活動

##### ①津波警報技術プロトコルの定期的更新と正式承認のモニタリング（活動 1.1）

JICA による終了済「津波プロジェクト」において策定した津波警報技術プロトコルが、SGR、IGEPN、INOCAR により定期的なシミュレーション・避難訓練を通じて更新され、同プロトコルが法令や責任機関によって正式に承認されるプロセスの定期的（年 2 回程度）なモニタリングを行う。プロトコルの更新においては、実行・運営上の課題と改善点等について、定期的に関係機関へのヒアリングと必要な助言を行う。また、法令や責任機関による正式な承認が 2017 年中になされるよう、責任機関の特定や承認に必要なプロセスの支援を行う。

##### ②パイロット市による津波避難にかかる住民理解度のベースライン調査（活動 1.2）

成果 1 におけるパイロット市住民の津波警報の伝達体制／プロトコル／避難計画改善とそれらに基づく住民啓発と津波避難訓練の活動計画立案とエンドラ

イン調査との比較による効果測定のため、現状の住民の津波避難にかかる理解度の調査を行う。調査主体は SGR の支援のもと、パイロット市が行い、コンサルタントは調査方法、調査内容、調査対象等についての助言、結果集計・分析の支援、それ以降の活動への反映の提言を行う。

③パイロット市による津波警報伝達体制／プロトコル／避難計画の改善（活動 1.3）

上記 2) の調査と並行し、また調査結果を検討・反映させる形で、パイロット市が SGR の支援のもと、現行の津波警報伝達体制／プロトコル／避難計画の改善を行う。コンサルタントは、パイロット市による現状の課題抽出、改善内容、改善方法の検討・提案について助言・支援・提言を行う。パイロット市は沿岸部に位置し観光客が多く訪問する都市であり、避難に適した高台が十分に存在しないことから、避難対象は観光客を含んだ住民全般とし、また垂直避難を含んだ避難計画となるよう留意する。成果 2 の更新された「防災アジェンダ」には津波避難計画が含まれるため、双方の成果の連携に留意し活動を計画・実施すること。

本活動では本邦から行政経験者等の直営専門家を短期派遣することを想定しているため、事前に当該専門家と協同し、効果的な活動を計画・実施すること。

また、IDB の津波警報伝達のプロジェクトの状況を情報収集し、本活動との連携の検討、必要に応じ IDB への改善提案を行う。

④パイロット市による住民向け防災教育資料の作成及び住民啓発・津波避難訓練の実施（活動 1.4）

パイロット市が SGR の支援のもと、1.2 の活動によるベースライン調査の結果を踏まえ、観光客を含む住民向けの防災教育資料を作成する。またそれを用いた住民への啓発や 1.3 の改善された津波避難計画に基づく津波避難訓練を定期的（年 2 回程度）に実施する。コンサルタントは、防災教育資料作成のコンテンツ、表現、対象言語、効果的な普及方法等について助言・支援を行う。また、津波避難訓練において、訓練内容、対象者、周知方法等の助言・支援及び結果分析をもとにした改善提案を行う。住民への啓発方法については、住民集会、学校巡回、セミナー実施等の活動をプロポールの中で提案すること。

⑤パイロット市による津波避難にかかる住民理解度のエンドライン調査（活動 1.5）

本活動では、活動 1.2 で実施したベースライン調査と比較し津波避難にかかる住民理解度向上の達成度の測定及び今後の改善点の抽出を行う。調査はプロ

プロジェクト終了約半年前に、SGR の支援のもと、パイロット市が行い、コンサルタントは調査方法、調査内容、調査対象等についての助言、結果集計・分析の支援、それ以降の活動への反映の提言を行う。

### (3) 成果2に関する活動

#### ①SGR による全国を対象とした災害種毎のハザード情報に関するベースライン調査（活動 2.1）

成果2におけるパイロット市における防災アジェンダの更新にかかる活動の基本方針を活動 2.2 で理解するベースとするため、災害種毎のハザード情報に関する全国調査を行う。調査は SGR が行い、コンサルタントは、調査方法、調査内容、調査対象等についての助言、結果集計・分析の支援、それ以降の活動への反映の提言を行う。

#### ②SGR による実施可能な「防災アジェンダ」（ハザードマップ作成・土地利用規制・開発規制・研修／教育研修等）の内容理解（活動 2.2）

本活動は、SGR が MIDUVI 等の協力のもと、活動 2.1 で調査したハザード情報をもとに実施（Feasible）可能な防災アジェンダ（ハザードマップ作成・土地利用規制・開発規制・研修／教育研修等）をパイロット市において更新する活動を実施するために必要となる基礎情報を理解するもの。現状のハザードデータを考慮したハザードマップ、土地利用規制・開発規制、それらに係る職員研修や住民等の教育研修等の実施の有無を確認し、不足する部分について、現状の体制で実施可能な防災アジェンダの方向性をコンサルタントの助言、支援のもと SGR 側で議論し理解を深める活動を行う。

本活動では本邦から行政経験者等の直営専門家を短期派遣することを想定しているため、事前に当該専門家と協同し、効果的な活動を計画・実施すること。

また本活動にあわせ、SGR 及びパイロット市から幹部を本邦に受け入れ、日本の防災計画を研修し、その後の活動方針の立案に活用させるため、コンサルタントは効果的な研修実施となるための企画・運営を実施する。（上述「（1）④本邦研修の実施」に記載した 2017 年 11 月に 4 週間程度、幹部クラス 8 名程度を対象とする研修。）

#### ③SGR、パイロット市による JICA プロジェクト（ペルー-CISMID 等）の知見のレビュー（活動 2.3）

SGR 及びパイロット市が、成果2の実現とその効果を高めることを目的として、過去の JICA プロジェクトにおいて、防災計画策定等の活動で成果があった近隣国（ペルー-CISMID 等）の知見をレビューする。コンサルタントは、対象となる

JICA プロジェクトの情報収集、専門家等へのヒアリングをもとに、知見を伝達するための資料作成、企画を行い、活動を実施する。

本活動にあわせ、第三国から過去の JICA プロジェクト C/P 等の直営専門家を短期でエクアドルに派遣することを想定しているため、事前に当該専門家と協同し、効果的な活動を計画・実施すること。

④パイロット市による災害種毎のハザード情報に関するベースライン調査（活動 2.4）

パイロット市が SGR の支援のもと、成果 2 における防災アジェンダの更新にかかる活動計画立案とエンドライン調査との比較による効果測定のため、災害種毎のハザード情報に関する調査を行う。コンサルタントは、調査方法、調査内容、調査対象等についての助言、結果集計・分析の支援、それ以降の活動への反映の提言を行う。

⑤パイロット市による防災アジェンダの基本方針の決定（活動 2.5）

⑥パイロット市による既存のコンティンジェンシープラン等のレビュー（活動 2.6）

パイロット市が SGR の支援（活動 2.1 及び 2.2 の成果に基づく）のもと、活動 2.3 及び 2.4 及び本邦研修の知見を活用し、被害を削減したい対象（道路・橋梁等のインフラストラクチャー、建築物等）の絞り込みや重点対策（複数年実施計画・予算計画、優先的防災対策対象、組織構成・職員研修計画等）を記した防災アジェンダの基本方針を決定する。基本方針はプロジェクト開始 8 ヶ月後に決定することを目標とする。基本方針は既存のコンティンジェンシープラン等のレビューの結果をもとにして策定し、市議会等の承認を得ることを想定する。コンサルタントは、活動 2.6 においてパイロット市が既存のコンティンジェンシープランを検討し、課題を抽出、その改善策を基本方針に反映するための必要な助言、支援及び基本方針に盛り込むべき内容の提言を行う。

⑦パイロット市による減災計画と事前準備に焦点を当てた「防災アジェンダ」の更新（更新した防災アジェンダは成果 3 にかかる活動に反映させる）（活動 2.7）

上記⑤の基本方針に基づき、パイロット市が、減災計画（Mitigation／Prevention）と事前準備（Preparedness）に焦点をあてた防災アジェンダを更新する。更新した防災アジェンダは成果 3 にかかる活動に反映させる。更新された防災アジェンダはプロジェクト開始 9 ヶ月後を目安に市議会等で承認されることを想定する。コンサルタントは、防災アジェンダの更新にかかる助言、

支援及び防災アジェンダに盛り込むべき内容の提言を行う。

⑧SGR によるパイロット市以外の市に向けた「地震・津波対象の防災アジェンダ更新ガイドライン」の作成（活動 2.8）

上記①から⑦までのパイロット市の防災アジェンダ更新に係る活動を通じた知見をプロジェクト後半の期間においてパイロット以外の市に展開するため、SGR が「地震・津波対象の防災アジェンダ更新ガイドライン」をプロジェクト開始約 1 年後を目安に作成する。コンサルタントは、ガイドライン作成の助言、支援を行う。

⑨SGR によるパイロット市以外の「防災アジェンダ」の更新支援（活動 2.9）

上記⑧で作成したガイドラインをパイロット市以外の市が活用して「防災アジェンダ」を更新する活動を SGR が支援する。プロジェクト終盤において、エクアドル全国の市の「防災アジェンダ」の策定状況（市の数、減災計画と事前準備が加味された防災アジェンダかどうか等）の調査を実施する。コンサルタントは本活動において SGR を適宜助言、支援する。

またコンサルタントは本活動にあわせ、SGR 及びパイロット市から実務者を本邦に受け入れ、日本の防災計画を研修し、その後の活動方針の立案に活用させるため、コンサルタントは効果的な研修実施となるための企画・運営を実施する。（上述「（1）④本邦研修の実施」に記載した毎年 1 回（計 3 回）4 週間程度の期間で、実務者クラス 15 名程度を対象とするもの。）

（4）成果 3 に関する活動

①MIDUVI 及びパイロット市による建築許可／検査／使用許可制度の現状に関するベースライン調査の実施（活動 3.1）

パイロット市を含むエクアドル国内の市における建築許可／検査／使用許可制度の現状について、活動 3.3 で作成するハンドブック作成の基礎情報収集、活動 3.9 で実施するエンドライン調査との比較による効果測定のため調査を実施する。調査主体は MIDUVI 及びパイロット市とし、テクニカルメンバー（建築家協会、技術者協会等）と協同し、現状の制度把握を実施する。コンサルタントは詳細計画策定調査報告書（案）を事前に参照のうえ、パイロット市へのヒアリングや各種調査による調査方法、調査内容、調査対象等についての助言、結果集計・分析の支援、それ以降の活動への反映の提言を行う。

②MIDUVI 及びパイロット市によるエクアドル国外の建築行政にかかる法制度や JICA プロジェクトの知見（チリ KIZUNA、エルサルバドル TAISHIN 等）のレ



### ビュー（活動3.2）

MIDUVI 及びパイロット市が、成果3の「建築制度運用ハンドブック（案）」策定とその内容を実効性のあるものにすることを目的として、エクアドル国外の建築行政にかかる法制度（建築士法、建設業法等）や過去の JICA プロジェクトにおいて、建築規制策定・運用等の活動で成果があった近隣国（チリ KIZUNA、エルサルバドル TAISHIN 等）の知見をレビューする。コンサルタントは、対象となる JICA プロジェクトの情報収集、専門家等へのヒアリングをもとに、知見を伝達するための資料作成、企画を行い、活動を実施する。

### ③MIDUVI 及びパイロット市による「建築制度の運用ハンドブック（案）」の策定（活動3.3）

上記①及び②の結果、知見をもとに、MIDUVI 及びパイロット市が、テクニカルメンバーの協力のもと、設計者、施工業者、その他関連協会等の意見を聞きながら、建築許可／検査／使用許可制度を実効性のある手続きとするための内容やそれにかかる市による予算確保、部局組織体制の強化、職員能力の向上、その他関連条例標準等を示した「建築制度の運用ハンドブック（案）」を策定する。ハンドブック（案）策定にあたっては、活動3.4のパイロット市による予算確保状況や活動3.5のセミナーでの意見等を反映させる。コンサルタントは、ハンドブック（案）作成における助言、支援と盛り込むべき内容の提言を行う。

ハンドブックの策定前に、MIDUVI 及びパイロット市から幹部及び実務者を本邦に受け入れ、日本の建築行政を研修し、その後の活動方針の立案に活用させるため、コンサルタントは効果的な研修実施となるための企画・運営を実施する。（上述「（1）④本邦研修の実施」に記載した2017年11月から4週間程度、幹部クラス6名、実務者クラス10名程度を対象とする研修。）

### ④パイロット市による「建築制度の運用ハンドブック（案）」に沿った市の建築制度運用計画の策定、試行とその更新（活動3.4）

上記③で策定したハンドブック（案）に沿い、パイロット市が MIDUVI の支援のもと、市における建築制度運用計画を市議会等の承認を経て策定し、試行、試行結果をもとにした改善及び更新を行うのを支援する。運用計画策定に先立ち、予算確保のためプロジェクト開始とともにパイロット市が MIDUVI の支援のもと本成果の活動に係る予算確保を行うのを支援する。コンサルタントは、ハンドブック（案）に示した内容に沿った実効性のある運用計画となるよう必要な助言、支援を行い、市による試行と更新にあたっては改善策の提言を行う。

⑤MIDUVI 及びパイロット市による、設計者、施工業者、建設作業員、その他関連協会等向けの耐震技術・建築制度のセミナー開催（活動 3.5）

建築許可／検査／使用許可制度に係る建築制度と耐震技術に関し、設計者・施工業者・建設作業員、その他関連協会等に向けて、情報提供及び意識啓発等を目的として定期的（年 2 回程度）なセミナー開催を支援する。コンサルタントはセミナー開催に必要な情報提供、助言を行う。

なお、初回のセミナーはプロジェクト開始 7 カ月後を目安に実施し、活動 3.3 によるハンドブック（案）の紹介をあわせて実施する。

⑥MIDUVI 及びパイロット市による、住民向けの耐震技術／建築制度の理解促進のための教材作成（活動 3.6）

⑦MIDUVI 及びパイロット市による 3.6. で作成した教材を用いた住民への理解促進と啓発にかかる活動実施（活動 3.7）

MIDUVI 及びパイロット市は、建築許可／検査／使用許可制度に係る建築制度と耐震技術に関し、住民向けの情報提供及び意識啓発等の理解促進を目的とした教材作成（エルサルバドルの JICA プロジェクト教材を参考とする）を行う。また作成した教材を使用し住民に向けた理解促進、啓発に係る活動（教材の配布、広報、学校教育、セミナー等）を行う。コンサルタントは事前に他国の JICA プロジェクトにおける教材を調査・検討したうえで、教材作成にかかわる助言、支援を行う。また、セミナー開催に必要な情報提供、助言を行う。

⑧MIDUVI による、パイロット市外の XX 市（3 市程度を予定）に対する「建築制度の運用ハンドブック」に基づく運用計画策定支援（活動 3.8）

MIDUVI はプロジェクト後半の期間において、活動 3.3 及び 3.4 の結果をふまえてパイロット市以外の市（XX は市の数を表す）に対するハンドブックにもとづく運用計画策定支援を行う。対象とする市は本活動を開始する前に検討し決定する。コンサルタントは、MIDUVI による活動に対して必要な助言を行う。

⑨MIDUVI 及びパイロット市による建築許可／検査／使用許可制度に関するエンドライン調査（活動 3.9）

本活動では、活動 3.1 で実施したベースライン調査と比較し建築許可／検査／使用許可制度にかかる調査を実施し、達成度の測定と今後の改善点の抽出を行う。調査はプロジェクト終了約半年前に、MIDUVI 及びパイロット市が行い、コンサルタントは調査方法、調査内容、調査対象等についての助言、結果集計・分析の支援、それ以降の活動への反映の提言を行う。

## 7 成果品等

### ① 進捗報告にかかる成果品

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。それぞれ②の技術協力成果品を添付するものとする。なお、本契約における最終成果品はプロジェクト業務完了報告書とする。

成果品	時期等	言語・部数
業務計画書 (共通仕様書の規程に基づく) ワークプラン	契約締結後 10 日以内	和文 3 部 CD-ROM 1 部
ベースライン調査報告書	成果 1: 2018 年 1 月中 成果 2: 2017 年 9 月中及び 2018 年 1 月中 成果 3: 2017 年 9 月中	和文 1 部 西文 3 部
Monitoring Sheet	プロジェクト開始後 1 か月以内及びプロジェクト開始後 6 カ月ごと	各 Monitoring Sheet につき 英文 3 部
プロジェクト進捗概要資料	Monitoring Sheet 提出と同じ (プロジェクト開始後 1 か月は不要)	和文 2 部
プロジェクト業務進捗報告書	プロジェクト開始 1 年後、2 年後、3 年後	和文 3 部 西文 3 部 CD-ROM 1 部
プロジェクト業務完了報告書	プロジェクト終了時	和文 5 部 和文要約 5 部 英文 3 部 西文 8 部 CD-ROM 3 部
国別防災情報	プロジェクト開始後 1 年毎	和文 2 部 英文 2 部 西文 2 部

各報告書の記載項目(案)は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定にあたっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

#### ア) ワークプラン記載項目(案)

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) プロジェクト実施の基本方針
- c) プロジェクト実施の業務内容及びスケジュール
- d) プロジェクト実施体制（JCCの体制等を含む）
- e) PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- f) 業務フローチャート
- g) 要員計画
- h) 先方実施機関便宜供与事項
- i) その他必要事項

#### イ) プロジェクト進捗概要資料

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

#### ウ) プロジェクト業務進捗報告書／プロジェクト業務完了報告書

- a) プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- b) 活動内容（PDM、POに基づいた活動のフローに沿って記述）
- c) プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- d) ベースライン調査結果と現状の比較
- e) 次期活動計画（業務進捗報告書のみ）
- f) プロジェクト目標の達成度（業務完了報告書のみ）
- g) 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書のみ）

#### 添付資料（案）

- ・ PDM（最新版、変遷経緯）
- ・ 業務フローチャート
- ・ 詳細活動計画（WBS（Work Breakdown Structure）等を活用）
- ・ 専門家派遣計画/実績（要員計画：氏名、指導分野、業務概要、派遣期間等）
- ・ 研修員受入実績（研修概要、研修員氏名、研修分野、研修期間、研修先等）
- ・ 遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- ・ 供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- ・ JCC 議事録等
- ・ 現地業務費実績（年度毎の金額実績、再委託業務の成果等）
- ・ その他活動実績

#### エ) 報告書作成にあたっての留意点

- ・内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じて図や表を活用する。また、西文の作成にあたっては、ネイティブスピーカー等によるチェックを十分行う。報告書で使用する情報及びデータは出典を明記する。また、用いた通貨換算率と適用年月日及び略語表を目次の後に記載する。
- ・プロジェクト業務完了報告書は製本し、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。
- ・先方政府との主な協議にかかる議事録を報告書に添付して提出する。その他、機構が必要と認め提出を求めたものについて提出する。
- ・本業務の最終報告書は原則として公開予定であるが、非公開とすべき情報を含む場合は、機構との協議のもと、対象となる情報が非公開となる理由について明確にしたうえで当該部分を非公開情報として取り扱う。
- ・再委託契約によって実施した業務は、業務完了報告書提出時に現地再委託業務報告書を提出する。

## ② 技術協力成果品／技術協力成果資料

コンサルタントが直接又はコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。前者を技術協力成果品、後者を技術協力成果資料として分類する。前者については契約業務の成果品とし、以下のとおり項目ごとに記した言語のものを作成し、必要な翻訳経費（日—西語）を見積書の中に含めること。また業務上必要な事務員兼通訳（英—西語、45 ヶ月現地採用人員）も含めること。

なお、提出に当たっては、それぞれ完成直後のプロジェクト事業進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) パイロット市における津波警報の伝達体制・プロトコル・避難計画の改善案（日本語、西語）
- イ) パイロット市における津波避難に係る住民向けの防災教育資料（案）（日本語、西語）
- ウ) パイロット市による防災アジェンダ更新基本方針案（日本語、英語、西語）
- エ) 全国の市を対象とした防災アジェンダ更新ガイドライン案（日本語、英語、西語）
- オ) 建築制度の運用ハンドブック案（日本語、英語、西語）
- カ) 全国の市を対象とした建築制度運用計画案（日本語、英語、西語）
- キ) 全国の市を対象とした住民向けの耐震技術・建築制度理解促進のための教材（日本語、西語）

- ク) 避難計画、防災アジェンダ、建築制度に係る本邦研修教材及び研修実施に係るマニュアル案（日本語、西語）
- ケ) 国際会議等における成果発信資料（英語）

### ③その他提出物

#### ア) 防災情報

JICA が定める様式によりエクアドルの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後1年ごとに提出する。

#### イ) 議事録等

先方政府との各レポート説明及び協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。

#### ウ) 先方政府への提出物

エクアドル政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

#### エ) その他

上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1 業務工程計画

本契約は、2017年7月中旬に開始し、期間は約45ヵ月とする一括の複数年度業務実施契約にて実施する予定である。

#### 2 業務量目途と業務従事者の構成（案）

##### ①業務量の目途

約 88.2M/M

##### ②業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な専門家の配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

- |                  |    |
|------------------|----|
| 1) 総括／総合防災マネジメント | 1号 |
| 2) 避難計画          | 2号 |
| 3) 組織強化／防災計画     |    |
| 4) 防災計画          | 2号 |
| 5) ハザード評価        |    |
| 6) 建築制度運用        | 2号 |
| 7) 施工品質検査        |    |

#### 3 対象国の便宜供与

2017年4月11日に署名したR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。

#### 4 配布資料／閲覧資料

##### ①配布資料

- ア) エクアドル共和国「防災分野基礎情報収集・確認調査」（2014年11月）
- イ) エクアドル国「防災分野（地震被害）」運営指導調査報告書（2016年7月）
- ウ) エクアドル国「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」詳細計画策定調査報告書（案）（2017年3月）
- エ) エクアドル国「津波を伴う地震のモニタリング能力向上プロジェクト」終了時評価表（案）（2017年4月）
- オ) エクアドル津波警報技術プロトコル第2版（西文）及び（仮訳）
- カ) R/D（PDM、POを含む）
- キ) 技術協力プロジェクトにおける変更（専門家・コンサルタント向け説明資

料) (2014年7月30日、JICA企画部、経済基盤開発部)

## ②公開資料

ア) 仙台防災枠組 2015-2030

[http://www.preventionweb.net/files/43291\\_sendaiframeworkfordrren.pdf](http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf)

イ) 仙台防災協カイニシアティブ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000070616.pdf>

ウ) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGs) (外務省ホームページ)

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>

## 5 現地再委託

成果測定指標の収集については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては別見積もりにて計上すること。

## 6 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICAエクアドル支所、在エクアドル日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。またJICAエクアドル支所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同事務所と緊密に打合せを行うよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

## 7 その他留意事項

### ①複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精



算の必要はない。

②不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。